

○研究生に関する規程（平成3年4月1日施行）

研究生に関する規程

平成3年4月1日
施行

（趣旨）

第1条 この規程は、獨協大学（以下「本学」という。）大学院学則第46条の2第2項に基づき研究生に関し、必要な事項を定める。

（資格）

第2条 研究生として認められる者は次のとおりとする。

- (1) 本学大学院の博士前期課程（1年コースを除く）を優秀な成績で修了後、特定の専門領域について引き続き本学で研究を希望する者のうち研究者あるいは教育者として将来が嘱望される者（以下「博士前期課程研究生」という。）
- (2) 本学大学院の博士後期課程に3年以上在学し、かつ在学中に研究報告を提出し、その審査に合格した者で、退学後引き続き本学で研究の継続を希望する者（以下「博士後期課程研究生」という。）この場合、研究報告は退学後に研究を継続するに足ることを示すものでなければならない。
- (3) 本学大学院博士後期課程の修了生で、研究科が認めた者。
- (4) 独立行政法人日本学術振興会特別研究員（PD及びRPD）（以下「PD等」という。）となる者で、第3条の2に定める手続きを経た者。

（認定）

第3条 研究生としての認定を希望する者は、所定の手続きに従い研究科委員長に願い出るものとする。

2 研究生の認定は、研究科委員会の審査を経て、大学院委員会の承認に基づき、学長がこれを行う。なお、前条の研究報告の審査及び研究生の認定は、原則として2月に行う。

3 研究生としての身分は1年限りのものとする。ただし、前2項の手続きにより通算3年間に限り更新することができる。

（PD等に関する特則）

第3条の2 第2条第4号に定めるPD等として本学大学院で研究生として研究を行う者については、前条の規定を適用せず本条の定めるところによる。

2 第2条第4号に定める研究生として、日本学術振興会にPD等となるための申請をしようとする者で、本学の受入れの承諾を必要とする者は、その指導を希望する大学院の講義又は演習を担当する教員を通じて、所定の手続きに従い研究科委員長に願い出るものとする。

3 受入れの承諾は、研究科委員会の審査を経て、大学院委員会の審議を経て、学長がこれを行う。

4 本学大学院事務室は、前項の規定に基づいて承諾を得た者のために、日本学術振興会に対してPD等の採用に関する申請を行う。

5 前項の申請により、日本学術振興会からPD等として採用された者については、学長はその旨を大学院委員会に報告の上、第2条第4号に定める研究生として認定する。

6 PD等として本学研究生となった者は、日本学術振興会のPD等としての地位を失った時に、その身分を失うものとする。

（指導）

第4条 研究生は、指導教員による指導を受けるものとする。

2 指導教員は、研究科委員会が決定する。

（義務）

第5条 研究生は、本学学則、その他の規程に従わなければならない。

（施設利用）

第6条 研究生は、本学の施設等を利用することができる。

（納付金）

第7条 研究生は次の各号のいずれかに該当する登録料を納付しなければならない。

- (1) 博士前期課程研究生 120,000円
- (2) 博士後期課程研究生 120,000円

2 第2条第4号のPD等については、登録料を免除する。

(奨学金)

第8条 研究生には、奨学金を支給しない。

(その他)

第9条 研究生に関するその他の事項は、大学院委員会が決定する。

(規程の改廃)

第10条 この規程の改廃は、大学院委員会の審議を経て学長が行う。

附 則

- 1 この規程は、平成3年4月1日から施行する。
- 2 「特別研究生に関する申合せ」（第58回大学院委員会承認）は、これを廃止する。
- 3 この規程は、平成6年4月1日から施行する。
- 4 この規程は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成11年規程第25号）

- 5 この規程は、平成12年4月1日から施行する。ただし、法学研究科、経済学研究科においては、第2条第2項・3項および第3条第2項の規定は、平成12年度後期課程入学者から適用する。

附 則（平成15年規程第1号）

- 6 この規程は平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成19年規程第20号）

- 7 この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成25年規程第14号）

- 8 この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成26年規程第14—68号）

- 9 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成29年規程第8号）

- 10 この規程は、平成29年4月1日から施行する。ただし、第2条第2号の規定は、平成28年度以前に博士後期課程に入学した者については、なお従前の例による。

附 則（2025年規程第 号）

この規程は、2026年4月1日から施行する。